

WAZZE JQ SUGOCA 規定集

- 南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定
- WAZZE JQ SUGOCAに関する特約
- ICカード乗車券取扱規則（抜粋版）
- SUGOCA電子マネー取扱規則
- SUGOCAオートチャージサービス取扱規則
- JRキューポ利用規約
- SUGOCAに関する特約

南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定

第1条 (南日本銀行キャッシュ・クレジットカード)

- 南日本銀行キャッシュ・クレジットカード(以下「本カード」という)は、株式会社南日本銀行(以下「当行」という)の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能(キャッシュカード取引に関する共通規程、南日本キャッシュカード規程(個人キャッシュカード)、Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規程、ICキャッシュカード特約および南日本デビットカード規程(以下併せて「南日本銀行キャッシュカード規程等」という)に定められた機能)と九州カード株式会社(以下「当社」という)のクレジットカードとしての機能(九州カード会員規約に定められた機能)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
- 当行および当社は、南日本銀行キャッシュカード規程等により発行されるキャッシュカードおよび九州カード会員規約、特約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。なお、当行および当社が会員として認めなかった場合は南日本銀行キャッシュカード(普通預金)を発行、もしくは既存のキャッシュカードを利用できるものとします。また本カードの利用申込が会員と認められる前に本カードの利用申込を取り下げた場合も南日本銀行キャッシュカード(普通預金)を発行、もしくは既存のキャッシュカードを利用できるものとします。
- 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条 (会員)

- 本規定ならびに普通預金規定集、南日本銀行キャッシュカード規程等および九州カード会員規約、特約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込み、当行と当社が適格と認めた方を本会員とします。
- 本会員が指定した家族で、当行と当社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。

第3条 (カードの発行および交付)

- 本カードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社、あるいは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届け出た自宅住所あて郵送するものとします。
- 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらかじめ本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たにカードが交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第4条 (カードの貸与)

- 本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
- 当行および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードにはVisaカードの機能を有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。
- 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別、同一色デザインとします。
- 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします。
- 本カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れる等本カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。

第5条 (本カードの取扱い)

- 会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- 会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- 前記1および2においては、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条 (サービスの範囲)

- 会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。
- ①当行、および当行が提携した金融機関の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)または現金自動支払機(現金自動兼用機を含みます。)による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ。
 - ②国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。

- ③九州カード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。

第7条 (特典および付帯サービス)

- 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きのパフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
- 会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
- 当行は会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第8条 (暗証番号等)

- 会員はカードの申込時に、当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出するものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員からの申出がない場合、または当社が定める指定禁止番号で申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただし、暗証番号の変更に伴う新たなカードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は責任を負わないものとします。

第9条 (クレジットカード機能の利用停止等と返却)

- 当行が、当行普通預金規定集等共通する規定第6条2項3項4項に該当して預金口座を解約した場合、その他会員が本規定または九州カード会員規約(九州カード会員規約第22条に該当)に違反した場合、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができるものとします。
- 当行または当社が前項によりキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。なお、当行はキャッシュカード機能とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、南日本銀行キャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。
- 前項の場合、新たに南日本銀行キャッシュカード(普通預金)が交付されるまでの間、会員がカードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条 (カードの紛失・盗難等)

- 九州カード会員規約、第12条(紛失・盗難・偽造)によるほか、以下により取扱うものとします。
- ①会員はカードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等(以下まとめて「紛失盗難・偽造」という)にあった場合、速やかにその旨を当行および当社のどちらにも電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、最寄警察署に届出を行うものとします。
 - ②紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止するものとします。また紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
 - ③紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当行のキャッシュカード機能を、それぞれ停止することができるものとします。
 - ④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うものとします。但し、紛失・盗難に関し、故意若しくは重大な過失により、本条①の連絡を行わなかった場合には当行及び当社は入補の責を負いません。

第11条 (届出事項の変更)

- 会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届け出た変更事項は当行から当社に連絡することができるものとします。
- 決済口座の変更はできないものとします。
- 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第12条 (本カードの有効期限)

- 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。有効期限経過後は、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用はできなくなります。
- 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届け出た

自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、南日本キャッシュカード（普通預金）を送付するものとします。

ルドカード、クラシックカードの種別があります。

第13条（種別変更等）

1. 会員は本カードの種別変更等申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第14条（本カードの機能分離等）

会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。

- ① 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離しキャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと、当社発行のクレジットカードを希望する場合。
- ② クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能が利用できるカードを希望する場合。

第15条（再発行手数料）

当行が本カードを再発行する場合、本会員は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第16条（規定の適用）

本規定に定めがない場合は、本カードの普通預金のキャッシュカード機能については普通預金規定集、南日本銀行キャッシュカード規程等を、クレジットカード機能については、九州カード会員規約および特約をそれぞれ適用するものとします。

第17条（本規定の変更等）

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - ① 当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当期間を経過した日から適用されるものとします。
 - ② 変更内容を当行または当社から通知すること、もしくは新規規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、もしくは新規規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本規定の変更等前項の1号および2号双方により行う場合、その変更内容は、1ヶ月以上の相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

WAZZE JQ SUGOCA に関する特約

第1条（WAZZE JQ SUGOCA の定義）

1. 本カードは、株式会社南日本銀行（以下「当行」という）と九州カード株式会社（以下「当社」という）及び九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。また、JR九州と当行及び当社をあわせ「3社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は、「WAZZE JQ SUGOCA」（以下「本カード」という）と称します。
2. 本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能（キャッシュカード取引に関する共通規程、南日本キャッシュカード規程（個人キャッシュカード）、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規程、ICキャッシュカード特約および南日本デビットカード規程（以下併せて「南日本銀行キャッシュカード規程等」という）に定められた機能）と当社のクレジットカードとしての機能（九州カード会員規約に定められた機能）、JR九州のSUGOCAカード（ICカード乗車券取扱規則、SUGOCA電子マネー取扱規則に定められた機能）としての機能を1枚で提供するものとします。

第2条（会員）

1. 本特約ならびに「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規程等」、「九州カード会員規約」、「南日本銀行キャッシュカード規程」、「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューボ利用規約」、「SUGOCAに関する特約」等を承認のうえ、3社に利用を申し込み、3社が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、3社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本特約では、本会員と家族会員の両者を会員とします。

第3条（年会費）

会員は、通知または公表する年会費を支払う場合は、クレジットカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条（カードの貸与）

1. 本カードの所有権は3社に帰属、またその回収権は、当行及び当社に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。
2. 本カードのクレジット機能については、Visaカードの機能を有し、ゴー

第5条（個人情報の取り扱い及び開示、訂正、削除）

1. 会員及び入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、3社が会員等の個人情報（本条（1）に定めるものをいう）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 3社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。
 - ① 生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時及び第9条において届け出た事項
 - ② 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③ 本カードの利用内容（第10条において共有する情報）
 - (2) 宣伝物の送付等、3社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、3社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）
 - (3) 3社の業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、JR九州に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JR九州はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員等は、本特約末尾に記載するJR九州のグループ会社が、第1項（1）の個人情報を、JR九州のグループ会社各社のサービスの提供及び宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）

第6条（本カードの取扱い）

1. 会員は現金自動預入支払機（ATM）等利用可能な機器、または、複数利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員が本カードのデビットカード機能、クレジットカード機能、SUGOCA電子マネー機能について複数利用可能な加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 第7条3項におけるクレジット機能サービスの利用については、本カードの形状が、エンボスレスカード（カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス（カードに施された凹凸による刻印をいう）加工以外の手法によって印字されたクレジットカードによる）であり、本カードをインプリンター加盟店（カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械（以下「インプリンター」という）を利用して、売上票に印字を行う加盟店で利用することはできません。また、会員は金融機関等（海外を含む）においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等では、本カードでキャッシュサービスを利用することはできません。

第7条（サービスの範囲）

- 会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。
1. 当行、および当行が提携した金融機関（以下「提携行」という）の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座の払戻し、および指定口座の預入れ。
 2. 国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
 3. 九州カード会員規約及び本特約等の定めによるクレジットカード機能サービスの利用。（JR九州が指定する窓口、乗車券類発売機等を含む）
 4. SUGOCAカード機能の利用。
但し、ICカード乗車券取扱規則によるSUGOCA定期券としては利用できません。
 5. SUGOCAオートチャージサービスの利用。
但し、入会申込書もしくは、JR九州が定める所定の機器等によるSUGOCAオートチャージの提供を申し出る場合に限り、当該サービスを利用できるものとします。
 6. JR九州が提供するサービス（JR九州が提携するサービス会社を含む）
本サービスの提供及びその内容については、JR九州が書面その他の方法により通知または公表します。JR九州が必要と認めた場合、JR九州はサービス及びその内容を変更するものとします。
 7. 本カードには、当社が提供するワールドプレゼントポイントは付与されません。

第8条（本カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに3社に連絡を行うものとします。
2. 第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の

手続きに従って、JR九州は、SUGOCA機能を停止し、当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能を停止し、クレジット機能やSUGOCA機能についても停止することができるものとします。また当社が受けた場合は、当社はクレジット機能やSUGOCA機能を停止し、キャッシュカード機能及びSUGOCA機能を停止できるものとします。3社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じて、3社は責任を負いません。

- 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能に関しては、「南日本銀行キャッシュカード規程等」が、クレジットカード機能に関しては「九州カード会員規約」が、SUGOCA機能に関しては「SUGOCAに関する特約」が、それぞれ適用されるものとします。

第9条（届出事項の変更及び共有）

- 会員が、3社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、3社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該の届け出いただいた情報について、3社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
- 前項に関わらず、本カードの決済口座の変更はできないものとします。
- 氏名変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社は責任を負わないものとします。

第10条（利用内容の共有）

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本人カードの利用内容に関する情報を3社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第11条（本カードの再発行）

- 本カードの紛失・盗難、破損・汚損及び氏名変更等を理由に会員が当行および当社に所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、3社が適格と認めた場合には、本カードを再発行するものとします。
- 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能及びSUGOCA機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても3社は責任を負いません。

第12条（本カードの有効期限）

- 本カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSUGOCA機能に共通の有効期限です。
- 本カードの有効期限が到来し、3社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という）を届出住所宛に送付するものとします。
- 前項の場合において、3社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
- 会員が第9条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益・損害等については、3社は責任を負わないものとします。

第13条（機能・サービスの停止等）

- 3社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部又は全部を会員に通知することなく停止（機能・サービスの停止）できるものとします。
 - ① 会員が別途定める「南日本銀行普通預金規定集」「南日本銀行キャッシュカード規程等」に違反もしくは、解約条項に該当した場合。
 - ② 会員が別途定める「九州カード会員規約」に違反もしくは、会員資格の取消に該当した場合。
 - ③ 会員が別途定める「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューポ利用規約」に違反した場合。
 - ④ 会員が本特約に違反した場合。（但し、①②③に記載の各規定等を除く）
- 当行は、会員が前項②、③、④に該当し、機能・サービス停止を受けた場合において、南日本キャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
- 当社及びJR九州は、会員が第1項のいずれかに該当し、機能・サービスの停止を受けた場合には、会員が希望し、新たに申込を行わない限り、当社が発行するクレジットカード（以下、他カードという）やJR九州が発行する他のSUGOCAカードを発行することはありません。
- 前項に関わらず、会員が希望し、新たに申込を行った場合においても、当社及びJR九州は、所定の審査を行い、他カードや他のSUGOCAカードの発行をお断りする場合があります。
- 第2項の場合、新たに南日本キャッシュカード（普通預金）が交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社は責任を負わないものとします。
- 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者事前に通知・催告等することなく、当行および提携先または当社の現金自動

支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるとします。

- 第1項①②④に基づき利用停止となった本カードに、電子マネー（以下「SF」という）残高が残っている場合には、速やかに、本件カードのSFの残高が0になるまでご利用いただくか、払い戻しを受けた上で、当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に本カードを返却するものとします。
- 本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSUGOCA機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても3社は責任を負いません。

第14条（解約）

- 会員が、本カードを任意に解約する場合は、当行に届出をするともに、SF残高を0になるまでご利用いただくか、若しくは払い戻しを行った後、本カードを当行に対して返却するものとします。
- 前項の場合、SF残高については、会員自身で管理するものとし、3社は一切責任を負わないものとします。会員が当行に本カードを返却した後、返却したカードにSFの残高が残っていた場合においても、3社はSFの残高をお返しすることはありません。

第15条（種別変更等）

- 会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
- 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社は責任を負わないものとします。

第16条（特約の適用）

本特約に定めがない場合は、「南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定」及び本カードのキャッシュカード機能については「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規程等」を、クレジットカード機能については、「九州カード会員規約」を、JR九州のSUGOCAカードとしての機能については、「IC乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューポ利用規約」、「SUGOCAに関する特約」をそれぞれ適用するものとします。

本特約と「南日本銀行普通預金規定集」、「南日本銀行キャッシュカード規程等」、「九州カード会員規約」「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューポ利用規約」、「南日本銀行キャッシュ・クレジットカード規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。

但し、本特約が「SUGOCAに関する特約」と相反する場合には、「SUGOCAに関する特約」が優先されるものとします。

【個人情報に関するご相談窓口】

株式会社南日本銀行…当行の全営業店窓口及び、リーテル戦略部
お客様相談グループ 鹿児島市山下町1-1 TEL099-226-2670
九州カード株式会社
ご利用中止の申し出…………… サービスデスク
福岡市博多区博多駅前4丁目3-18 サンライフセンタービル
TEL092-452-4500
個人情報に関する問い合わせ…………… お客様相談室
福岡市博多区博多駅前4丁目3-18 サンライフセンタービル
TEL092-452-4520
九州旅客鉄道株式会社 …………… 福岡市博多区博多駅前3-25-21
TEL092-474-2355

〈グループ会社〉 第5条第3項の当社グループ会社は次の通りです。
以下のホームページに掲載するJR九州グループ会社
(<https://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>)

ICカード乗車券取扱規則（抜粋版）

第1条（この規則の目的）

この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条（適用範囲）

- 当社が発売するSUGOCAによる当社線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。
- 前項の規定にかかわらず、当社が当社以外の者（以下「提携先」といいます。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行するICカード乗車券（以下「一体型ICカード乗車券」といいます。）について、当社線に係る旅客の運送等のサービス内容又はご利用条件に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。（注）一体型ICカード乗車券による提携先のサービス内容等については、当該提携先の定めるところによります。
 - この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の

運送等については、改定された規則の定めるところによります。

4. この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。
(注) 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。
 - (1) 旅客営業規則 (1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「旅客規則」といいます。)
 - (2) 学校及び救護施設指定取扱規則 (1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号)
 - (3) 身体障害者旅客運賃割引規則 (1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第5号)
 - (4) 特定者用定期乗車券発売規則 (1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第9号)
 - (5) 知的障害者旅客運賃割引規則 (1991年11月九州旅客鉄道株式会社公告第38号)
 - (6) 旅客連絡運輸規則 (1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号。以下「連絡規則」といいます。)
 - (7) SUGOCA 電子マネー取扱規則 (2009年2月九州旅客鉄道株式会社公告第26号)
 - (8) JR キューボ利用規約

第3条 (用語の意義)

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
 - (2) 「SUGOCA」とは、当社が発行し、当社及び第59条第2項に規定する事業者が発売するICカード乗車券をいい、第3号から第7号までに定義する用語の総称です。
 - (3) 「SUGOCA 乗車券」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつ SUGOCA をいいます。
 - (4) 「無記名式 SUGOCA 乗車券」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人のご利用に供する SUGOCA 乗車券をいいます。
 - (5) 「記名式 SUGOCA 乗車券」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人のご利用に供する SUGOCA 乗車券をいいます。
 - (6) 「SUGOCA 定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ、記名人のご利用に供する SUGOCA をいいます。
 - (7) 「小児用 SUGOCA」とは、「記名式 SUGOCA 乗車券」又は「SUGOCA 定期券」のうち、旅客規則第73条に規定する小児 (以下「小児」といいます。) の記名人のご利用に供する SUGOCA をいいます。
 - (8) 「自動改札機」とは、SUGOCA の改札を行う改札機をいいます。
 - (8)の2「新幹線乗換改札機」とは、自動改札機のうち、新幹線停車駅において、新幹線と新幹線以外の線区とを乗り継ぐ旅客の乗車券等の改札を行うものをいいます。
 - (9) 「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により SUGOCA に記録される金銭的価値をいいます。
 - (10) 「チャージ」とは、当社が定める方法で SUGOCA に入金して SF を積み増しすることをいいます。
 - (11) 「デポジット」とは、当社が IC カードの利用権の代価として収受するものをいいます。
 - (12) 「乗車券類等」とは、SUGOCA 用の自動券売機により SF と引換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券並びに当社が別に認めたものをいいます。
2. この規則に定めない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

第4条 (契約の成効時期)

SUGOCA に関する契約の成効時期は、SUGOCA を交付したときとします。

第5条 (規則等の変更)

この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

第6条 (旅客の同意)

旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第7条 (SUGOCA の発売箇所)

当社における SUGOCA の発売箇所は、当社が別に定めるところによります。

2. 第59条第2項に規定する事業者における SUGOCA の発売箇所は、当該事業者の定めるところによります。

第8条 (制限又は停止)

旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、SUGOCA の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制

限又は停止をすることがあります。

2. 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
3. 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

第9条 (IC カードの所有権)

- SUGOCA に使用する IC カードの所有権は当社に帰属し、当社は SUGOCA を発売するにあたり、IC カードを旅客に貸与するものとします。
2. 旅客は、SUGOCA が無効となったとき、その使用資格を失ったとき又は SUGOCA が不要となったときは、当該 IC カードを当社に返却しなければなりません。
 3. SUGOCA の改良その他当社が適切と認める場合には、当社は貸与した IC カードの交換及びそれに相当する措置を SUGOCA の利用者に求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。
 4. 前項に定める交換等を行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の IC カードを発行したことにより SUGOCA の利用者には不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

第10条 (デポジット)

当社は IC カードを旅客に貸与する際に、デポジットとして IC カード1枚につき500円を収受します。

2. SUGOCA として貸与した IC カードを旅客が返却したときは、第11条、第27条、第28条又は第43条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
3. デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

第11条 (SUGOCA の失効)

- SUGOCA の発売若しくは IC カードの交換、SF の使用、SF のチャージ又は SUGOCA 定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該 SUGOCA に係る利用者の権利は失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、遺失物法 (平成18年法律第73号) の適用を受け、公告期間を経過した記名式 SUGOCA 乗車券及び SUGOCA 定期券に係る利用者の権利は失効します。
 3. 旅客は、前各項により失効した IC カードの SF 及びデポジットの返却を請求することはできません。
 4. 故意に IC カードを破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 SUGOCA に係る利用者の権利は失効します。

第12条 (チャージ)

SUGOCA は、SUGOCA 用の自動券売機、自動精算機又はチャージ機でチャージすることができます。

2. SUGOCA には、1回当たり別表第1に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりの SF 残額は20,000円を超えることはできません。
3. 別の IC カードの SF によるチャージはできません。

第13条 (SF 残額の確認)

SUGOCA の SF 残額は、SUGOCA 用の自動券売機、自動精算機、チャージ機又は自動改札機 (入出場する場合に限ります。) により確認することができます。

第14条 (SF 利用履歴の確認)

SUGOCA の利用履歴は、SUGOCA 用の自動券売機又はチャージ機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車し、精算し、若しくは乗車券類等との引換えを行った場合又はチャージ等を行った場合の取扱月日、運賃収受対象区間又は取扱箇所及び取扱後の SF 残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。
 - ア. 出場処理がされていない利用履歴
 - イ. 第17条第1項の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - ウ. 26週間を経過した利用履歴
 - エ. 利用履歴の印字をした自動券売機又はチャージ機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機又はチャージ機により印字し、確認する利用履歴

第27条 (SUGOCA 乗車券が無効となる場合)

SUGOCA 乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 第19条第6項の規定に違反して乗車した場合

- (2) 第19条第7項の規定に違反して乗車した場合
 - (3) 第19条第8項の規定に違反して乗車した場合
 - (4) 第19条第9項の規定に違反して乗車した場合
 - (5) 旅行開始後のSUGOCA乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (6) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合
 - (7) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (8) 氏名、生年月日を偽って購入した記名式SUGOCA乗車券を使用した場合
 - (9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (10) その他不正乗車の手段として使用した場合
2. 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
 3. 偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

第28条 (SUGOCA乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

- 偽造、変造又は不正に作成されたSUGOCA乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。
2. 前項に規定するほか、SUGOCA乗車券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。
 3. 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

- ### 第29条 (無記名式SUGOCA乗車券の記名式SUGOCA乗車券への変更)
- 無記名式SUGOCA乗車券は、記名式SUGOCA乗車券に変更の申し出をすることができます。この場合、第22条の取扱いを準用します。なお、記名式SUGOCA乗車券から無記名式SUGOCA乗車券への変更はできません。

第31条 (SUGOCA定期券への変更)

- 旅客は、SUGOCA乗車券が不要となった場合は、SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して当該SUGOCA乗車券のSF残額(10円未満の額は数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてSUGOCA乗車券1枚につき220円(SF残額が220円に満たない場合はその額)を支払います。SF残額が220円以下の場合、SF残額の払いもどしはありません。
2. 前項の規定により記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを請求する場合は、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該記名式SUGOCA乗車券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。
 3. 前各項の規定により払いもどし場合には、デポジットを返却します。
 4. SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。
 5. SUGOCA乗車券の払いもどしの請求を受け付けた後、利用者は払いもどしの取消し及びSUGOCAの機能の復元を請求することはできません。

第32条 (SUGOCA乗車券の紛失再発行)

- 無記名式SUGOCA乗車券の紛失等による再発行及び使用停止措置の取扱いはしません。
2. 記名式SUGOCA乗車券の記名人が当該記名式SUGOCA乗車券を紛失した場合、別に定める申込書を記名式SUGOCA乗車券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、当社は紛失した記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に、当該記名式SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより再発行を行います。
 - (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式SUGOCA乗車券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に記名式SUGOCA乗車券の処理を行う機器に対して当該記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了していること。
 3. 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
 4. 記名式SUGOCA乗車券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。
 5. 第2項に規定する期間内に、再発行する記名式SUGOCA乗車券の引取りがない場合は、当該請求に対する交付は行いません。
 6. 第2項及び第3項の取扱いを行った後に、紛失した記名式SUGOCA乗車券を発見した場合は、旅客は、これを記名式SUGOCA乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式SUGOCA乗車券ととも

に別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
(注) 発見した記名式SUGOCA乗車券を利用者が再び利用することはできません。

第34条 (SUGOCA乗車券の障害再発行)

ICカードの破損等によってSUGOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合で、旅客が当該SUGOCA乗車券とともに別に定める申込書をSUGOCA乗車券の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は当該SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に、当該SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより、当該SUGOCA乗車券のSF残額と同額のSF残額をもつSUGOCA乗車券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

第34条の2 (SUGOCA乗車券の再発行に係る当社の免責事項)

第32条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した記名式SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式SUGOCA乗車券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

2. 第32条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードを発行したことによりSUGOCAの利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、当社はその責めを負いません。

第59条 (当社以外の事業者が発売するSUGOCAによる乗車等の取扱方)

当社以外の事業者が発売するSUGOCAについても、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

2. 当社線内において乗車等の取扱いを行うSUGOCAを発売する事業者は、次のとおりとします。
北九州高速鉄道株式会社
3. 前項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第6条まで、第9条第1項、第11条から第14条まで、第15条第2項前段、第16条から第20条まで、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条第1項、第2項及び第4項、第34条、第34条の2第1項、第35条から第37条まで、第40条、第41条、第43条、第46条第1項及び第3項、第48条、第48条の2第1項、第49条から第51条まで並びに第55条から第57条までの規定を準用します。ただし、第19条第9項の規定のうち再印字の取扱いについては、当該ICカード乗車券の発行事業者の定めるところによります。また、第32条第2項、第34条、第46条第1項及び第48条において、当社以外の事業者が発売するSUGOCAは、当社でも使用停止措置を行うことができますが、再発行の取扱いは当該SUGOCAを発売した事業者に限り行うことができます。

第60条 (当社以外の事業者の会社線におけるSUGOCA利用エリア)

第18条の規定のほか、第59条第2項に規定する事業者の会社線内におけるSUGOCA利用エリアは次のとおりとします。
北九州高速鉄道線全線
(注) 当社以外の事業者の会社線におけるSUGOCA利用エリアでは、当該事業者が別に定める規則が適用されます。

別表第1 (第12条) チャージ金額

1,000円 2,000円 3,000円 4,000円 5,000円 10,000円
※一部のチャージ機では、10,000円のチャージができません。
(2021年2月1日時点)

SUGOCA電子マネー取扱規則

第1条 この規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)が、SUGOCA電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

加盟店での商品購入等の取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2. ICカード等による旅客の運用等については、「九州旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号)」(以下、「ICカード乗車券取扱規則」といいます。)その他ICカード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の定義は、次の各号の定めがない場合、ICカード乗車券取扱規則に定めるところとします。

- (1) 「SUGOCA電子マネー」とは、発行者が発行したICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方

(6) その他やむを得ない事由のある場合。

第7条 取扱対象外商品等

当社又は加盟店が定める有価証券、金券等の商品等については、電子マネー取引はできません。

第8条 制限責任

SUGOCA 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

第9条 規則の変更

当社は、本規則を変更することができるものとします。

2. 本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が SUGOCA 電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第10条 規定の準用

ICカード乗車券取扱規則の第9条(ICカードの所有権)、第10条(デポジット)、第11条(SUGOCAの失効)、第12条(チャージ)、第14条(SF利用履歴の確認)、第32条、第34条、第46条、第48条(再発行)、第31条、第44条(払いもどし)、その他ICカード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は、SUGOCA 電子マネーについて、準用するものとし、この場合、「SF」を「SUGOCA 電子マネー」、「SUGOCA」を「ICカード等」と読み替えることとします。但し、第14条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は、取扱月日及び取扱金額のみであって、取扱箇所(取扱加盟店)の印字及び表示は行いません。

附則

この公告は、平成24年12月1日から施行します。

別表第1号(第3条、第4条)

ICカード等及び加盟店に対する表示
(内容省略)

SUGOCA オートチャージサービス取扱規則

第1条 本規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が定めたICカード乗車券取扱規則(平成21年2月公告第11号)に基づいて定める規則であり、当社とオートチャージサービスの提供に関する契約(以下「オートチャージサービス利用契約」といいます。)を行った、ICカード乗車券取扱規則に定める記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券の使用者が、当社の自動改札機による改札を受けて入場する際に、SUGOCA 内のSF残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録された SUGOCA に対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージ(以下このチャージを「オートチャージ」といいます。)、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス(以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」といいます。)の内容及び使用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条 適用範囲

SUGOCA にかかわる取扱のうちの、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのない SUGOCA の取扱については、ICカード乗車券取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社広告第26号)及びこれらに付帯する一切の基準等の定めるところによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「オートチャージサービス利用者」とは、当社とオートチャージサービス利用契約を結んだ、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券の使用者をいいます。
- (2) 「決済カード」とは、当社とクレジットカード会社が提携して発行する JQ CARD のうち、オートチャージサービスにかかわる利用代金を生じること当社への決済手段として使用するために登録したカードをいいます。なお、決済カードの取扱いについては、決済カードの規約に定めるところによります。
- (3) 「決済」とは、オートチャージサービス利用者が決済カードにより利用代金を支払うことをいいます。
- (4) 「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券に記録された情報をいいます。
- (5) 「オートチャージ SUGOCA」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券をいいます。
- (6) 「新規設定 SUGOCA」とは、記名式 SUGOCA 乗車券発売時にオートチャージ設定情報を記録したオートチャージ SUGOCA をいいます。

法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。

- (2) 「ICカード等」とは、利用者が SUGOCA 電子マネーを記録・利用するための、ICチップを内蔵する別表第1号のサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。
- (3) 「発行者」とは、当社又は当社が SUGOCA 電子マネーの発行者として指定する会社若しくは組織をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本規則に同意し、SUGOCA 電子マネーを利用される方をいいます。
- (5) 「チャージ」とは、当社の定める方法でICカード等に SUGOCA 電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、SUGOCA 電子マネーの読取り、引取り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器(リーダ・ライタ)をいいます。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の SUGOCA 電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額の SUGOCA 電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (8) 「加盟店」とは、当社が SUGOCA 電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であって、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者商品等を提供するものをいいます。当社が、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。
- (9) 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務(以下、「商品等」といいます。)を購入し又は提供を受けた際に、金銭等に換えて SUGOCA 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (10) 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。
- (11) 「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により、ICカード等に記録される金銭的価値をいいます。

第4条 加盟店での SUGOCA 電子マネーのご利用

利用者は、別表第1号の SUGOCA 電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、SUGOCA 電子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に使用することはできません。
3. 第1項の場合、利用者のICカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する SUGOCA 電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
4. 利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、SUGOCA 電子マネーをその利用可能残高の範囲内で、発行者及び加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
5. 商品等の代金額及び SUGOCA 電子マネーの残高は、SUGOCA 電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及び SUGOCA 電子マネー残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
6. 当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者及加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。ただし、当社が第3条(8)でいう「加盟店」にあたる場合はこの限りではありません。
7. 記名式 SUGOCA 及び SUGOCA 定期券については、記名人本人以外は利用できません。ただし、電子マネー取引に関しては、カード保有者を記名人とみなして、本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社及び加盟店は記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責を負いません。

第5条 前条の利用後に生じた事由

前条の SUGOCA 電子マネーの移転がなされた後、利用者及加盟店との間で、SUGOCA 電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他のいかなる事由が生じた場合であっても、当該 SUGOCA 電子マネーの返還はできません。

第6条 SUGOCA 電子マネーが利用できない場合

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づく利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

- (1) 利用者のICカード等に記録保存されていた SUGOCA 電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。
- (2) SUGOCA 電子マネーに係るシステムの通信時、又は同システムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) SUGOCA 電子マネーに係るシステムの障害時、ICカード等もしくは端末の破損又は電磁波影響その他の事由による SUGOCA 電子マネーの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ICカード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ICカード乗車券取扱規則その他ICカードの発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。
- (5) 電子マネー取引に際し、SUGOCA 電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

- (7) 「オートチャージ利用開始設定」とは、発売済の記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券にオートチャージ設定情報を記録することにより、当該 SUGOCA をオートチャージ SUGOCA にすることをいいます。
 - (8) 「オートチャージ判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。
 - (9) 「オートチャージ入金金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいいます。
2. 前各号に定めのない用語については、IC カード乗車券取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第 4 条 利用契約の成立

オートチャージサービス利用契約は、利用希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて登録希望の申込みを行い、当社において、新規設定 SUGOCA の発売のための手続きを完了したとき、又は当社においてオートチャージ利用開始設定の手続きを完了したときに、当社と利用希望者の間において成立します。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者の利用申込みを承認しません。この場合、利用希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
- (1) 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みの不備があった場合
 - (2) 利用希望者、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券の使用者、登録希望のあったクレジットカードの名義人が同一人でない場合
 - (3) 登録希望の SUGOCA が無記名式 SUGOCA 乗車券である場合
 - (4) 登録希望の SUGOCA が小児用 SUGOCA 乗車券である場合
 - (5) 登録希望の SUGOCA が SF 利用不可の SUGOCA である場合
 - (6) 登録希望の SUGOCA がオートチャージ SUGOCA である場合
 - (7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
 - (8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの決済カードとして登録がされたクレジットカードである場合
 - (9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、利用希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
 - (10) その他当社が、利用希望者がオートチャージサービスを利用することを、不適当と判断した場合

第 5 条 新規設定 SUGOCA の契約の成立

新規設定 SUGOCA を発売する際の、記名式 SUGOCA 乗車券の使用にかかわる契約は、IC カード乗車券取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの登録が完了したときに、当社と記名式 SUGOCA 乗車券の使用者の間において成立します。

第 6 条 デポジットの収受方法

新規設定 SUGOCA を発売する際のデポジットは、決済カードから収受します。

第 7 条 オートチャージ利用開始設定

当社所定の手続きによりオートチャージ利用開始設定の申込みを行い、当社からオートチャージ利用開始設定の手続きの通知を受けた利用希望者は、当社所定の手続により、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券へオートチャージ利用開始設定を行わなければなりません。

第 8 条 個人情報の取扱い

利用希望者がオートチャージサービス利用契約を申し込むときもしくはカード会社が当社と提携し発行する決済カードを申し込むときに申込書に記載した、氏名、生年月日、性別、記名式 SUGOCA 乗車券又は SUGOCA 定期券に登録する電話番号、オートチャージ SUGOCA 又はオートチャージ SUGOCA にかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限等（以下「オートチャージサービス利用者個人情報」という。）の取扱い等は、次の各号のとおりとします。

- (1) 取得したオートチャージサービス利用者個人情報は、当社の定める個人情報の保護に関する基本方針に基づき、当社が管理します。
- (2) 当社は、取得したオートチャージサービス利用者個人情報を、次の目的で利用します。
 - ア. オートチャージサービス利用者及び利用希望者の本人確認。
 - イ. オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済。
 - ウ. 当社からオートチャージサービス利用者へのオートチャージ SUGOCA 及びオートチャージ SUGOCA にかかわる通知・案内の送付。
 - エ. 当社からオートチャージサービス利用者及び利用希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。

第 9 条 利用契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合、オートチャージサービス利用契約は解除されます。

- (1) オートチャージサービス利用者の不在等により、新規設定 SUGOCA を交付できなかった場合
 - (2) オートチャージサービス利用者が、当社の定める手続に従い、オートチャージサービスの停止を行った場合
 - (3) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 31 条又は第 44 条に定める払い戻しが行われた場合
 - (4) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 27 条、第 28 条又は第 43 条の規定により失効した若しくは無効であったことが判明した場合
 - (5) オートチャージサービス利用者のオートチャージ SUGOCA について、IC カード乗車券取扱規則第 11 条の規定により失効したことが判明した場合
 - (6) オートチャージサービス利用者の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (7) 利用契約成立後に、オートチャージサービス利用者の申込み内容が、利用申込みを承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (8) カード会社が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (9) その他この規則に定める利用契約解除事由に該当した場合
2. 利用契約の解除によるオートチャージサービス利用者の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が前項の規定によらず、特に認めて利用契約を解除した場合、解除までの間のオートチャージサービス利用者への一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
3. オートチャージサービス利用者、利用契約解除後であっても、解除前に発生したオートチャージサービスにかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承するものとします。

第 10 条 交付できなかった新規設定 SUGOCA の失効

オートチャージサービス利用者へ交付できなかった新規設定 SUGOCA は、IC カード乗車券取扱規則の規定に関わらず、オートチャージ設定情報の記録日の翌日を起算日として、2ヶ月を経過した場合は失効します。

2. 前項より失効した場合、記名式 SUGOCA 乗車券の使用者はデポジットの返却を請求することはできません。

第 11 条 オートチャージ

オートチャージ SUGOCA は、次の各号の条件をすべて満たすときには、当社の自動改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際に、オートチャージすることができます。

- (1) オートチャージ SUGOCA の SF 残額がオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ判定金額以下であるとき。ただし、オートチャージ判定金額は 1,000 円から 10,000 円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは 2,000 円とします。
 - (2) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が 10,000 円以下、かつ当月 1 日からのオートチャージ累計額が 50,000 円以下であるとき。
2. オートチャージする金額はオートチャージサービス利用者の設定したオートチャージ入金金額とし、この金額はオートチャージサービスにかかわる利用代金として決済カードから収受します。ただし、オートチャージ入金金額は 1 回あたり 1,000 円から 10,000 円までの千円単位の金額とし、オートチャージサービス利用者が特段の設定をしないときは 1 回あたり 3,000 円とします。
3. 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が利用者の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合には、オートチャージできないことがあります。なお、本項に基づきオートチャージサービス利用者への不利益に対し、当社はその責めを負いません。
 4. 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第 12 条 オートチャージ SUGOCA が無効となる場合

オートチャージ SUGOCA は、次の各号のいずれかに該当する場合は、IC カード乗車券取扱規則第 27 条、第 28 条又は第 43 条を準用し、無効として回収します。この場合、デポジット及び SUGOCA に記録されている一切の SF 及び定期券部分ならびに及び JR キューポは返却しません。

- (1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って利用申込みしたことが判明した場合
- (2) その他不正な手段で利用申込みをしたことが判明した場合

第 13 条 オートチャージ SUGOCA の使用方法及び制限事項

新規設定 SUGOCA には、署名欄に当該 SUGOCA に記録された利用者の氏名を記載しなければなりません。

2. オートチャージ利用開始設定を行う記名式 SUGOCA 乗車券は、第 7 条に定めるオートチャージ利用開始設定の手続き完了後に、オートチャージ SUGOCA として取り扱います。

3. オートチャージサービス利用者は、オートチャージ SUGOCA のオートチャージ判定金額及びオートチャージ入金金額を、当社の定める手続により、変更することができます。
4. 利用契約解除後のオートチャージ SUGOCA は、記名式 SUGOCA 乗車券として取り扱います。

第14条 新規設定SUGOCAの氏名の表示

新規設定 SUGOCA の署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名式 SUGOCA は使用することができません。

2. 前項の場合、当該記名式 SUGOCA の使用者は、IC カード乗車券取扱規則第7条に定める SUGOCA の取扱箇所に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければなりません。

第15条 オートチャージサービスの免責事項

オートチャージ SUGOCA の盗難、紛失により第三者がオートチャージ SUGOCA を不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2. オートチャージ SUGOCA の盗難、紛失の際、IC カード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び再発行登録を行い、当社の使用停止措置が完了するまでの間に生じたオートチャージや払いもどし、SF の使用等で生じたオートチャージサービス利用者の損害については、当社はその責めを負いません。
3. その他当社の責任に帰すことのできない事由から発生したオートチャージサービス利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第16条 本規則の追加、変更

- 当社は、この規則を予告なく変更することがあります。
2. 当社は、この規則の内容を変更する場合は、当社指定の方法により、オートチャージサービス利用者に変更事項を通知又は告知するものとします。なお、オートチャージサービス利用者は、この規則の変更があった場合、改定後の規則に従うことを予め承諾するものとします。

第17条 オートチャージサービスの制限又は停止

- 当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常、当社のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規則に定めるオートチャージサービスの内容の提供を一時的に制限もしくは停止をすることがあります。
2. 当社が前項に基づきオートチャージサービスの制限もしくは停止を行った場合に、オートチャージサービス利用者へ何らかの損害又は不利益が生じて、当社は一切その責任を負いません。

第18条 有効な規則

最新の印刷物、又は最新のホームページに記載された規則ならびに告知内容は、すべて従前の規則及び告知に優先するものとします。

JR キューポ利用規約

第1条 本規約の目的

本規約は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、次の各号に定めるサービスの利用者（以下「利用者」といいます。）に対して提供するポイント（以下「JR キューポ」といいます。）の内容及び適用条件などに関する基本的事項を定めたものです。

- (1) 当社が、「JR 九州 Web 会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者
- (2) 当社が、「JR 九州インターネット列車予約サービス利用規約」などに基づいて提供する JR 九州インターネット列車予約サービスの利用者
- (3) 当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約などに基づいて発行する「JQ CARD」の利用者
- (4) 当社が、「IC カード乗車券取扱規則」などに基づいて発行する IC カード乗車券「SUGOCA」の利用者
- (5) 当社が、「JR キューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者
- (6) 当社が定めるその他の利用者

第2条 適用範囲

- JR キューポのサービス内容などについては、本規約の定めるものによります。
2. 利用者は、本規約ならびに第1条の(1)から(5)の規約・規則などに定めていない事項については、当社、当社グループ会社、当社が提携する企業が JR キューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定など（以下、「利用規約など」といいます。）に従うものとします。

第3条 用語の定義

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「JR キューポ」とは、本規約に従って利用者へ付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社

が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。

- (3) 「ポイントチャージ」とは、SUGOCA 用の自動券売機で、JR キューポを使用して、SUGOCA の SF（ストアードフェアカードの機能により SUGOCA に記録される金銭的価値をいいます。）にチャージすることをいいます。
- (4) 「ポイントセンター」とは、利用者への JR キューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。

第4条 ポイントの付与

当社は、利用者に対して、次の各号に定める JR キューポを付与します。

- (1) JR 九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与
 - (2) JQ CARD によるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与
 - (3) 当社が指定する JR キューポ付与の対象となる SUGOCA の SF 利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与
 - (4) JR キューポアプリの利用金額などに応じた付与
 - (5) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与
 - (6) その他当社が別途定める方法により付与
2. 当社は JR キューポ付与対象サービスの利用取消しを行った場合は、JR キューポは付与しません。当社が当該利用に対してすでに JR キューポを付与している場合は、後日 JR キューポの減算処理を行う場合があります。
 3. 付与された JR キューポの換金、または第三者への譲渡などはできません。

第5条 ポイントの効力

JR キューポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。

2. JR キューポは、付与された日から2年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎた JR キューポは自動的に失効します。
3. 利用者が、本規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者へ付与されている JR キューポは失効します。

第6条 ポイントの照会・合算

利用者は、JR キューポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法に基づいて照会することができます。

2. JR 九州 Web 会員に登録した利用者は、当社サイトから当社所定の手続きにより、利用者本人名義の JQ CARD および記名式 SUGOCA を、各々最大5枚まで登録すること、また、JR キューポアプリに登録することにより第4条第1項の各号に基づいて付与する JR キューポの合算、照会が行えます。
3. 利用者が、JR 九州 Web 会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービス及び JR キューポアプリなどの利用に基づいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義の JQ CARD および記名式 SUGOCA の利用に基づいて付与された JR キューポは各々の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。
4. 利用者が、本条第2項で定める JR キューポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA の利用に基づいて付与された JR キューポは各々の JQ CARD または記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。

第7条 ポイントの交換

利用者は、付与された JR キューポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。

2. 前項に定める手続きによって一旦交換した JR キューポは、その交換を取消すことはできません。
3. 交換した商品・サービスの換金、または第三者への譲渡、販売はできません。
4. 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または送付書類などのお届け先は、利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。
5. 前項の定めるところにより、当社に届け出られている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービスなどが延着または不着となった場合であっても、通常到着すべきときに利用者へ到着したものとみなします。
6. JR キューポを商品・サービスに交換した後に、JR 九州インターネット列車予約、JQ CARD のカードショッピング、当社が指定する JR キューポ付与の対象となる SUGOCA の SF 利用及び加盟店における電子マネーの利用など、JR キューポ付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換した JR キューポに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

第8条 ポイントの SUGOCA チャージ

利用者は、第6条第2項で規定する JR キューポの合算対象として予め登録した SUGOCA の SF、または利用者のうち JQ CARD 会員が当社が別に定める SUGOCA オートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージ SUGOCA の SF に、JR キューポをポイントチャージすることができます。

2. ポイントチャージの取扱は SUGOCA 用の自動券売機に限ります。

- JR キューボをSFにポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできません。
- 一度SUGOCAのSFにポイントチャージしたJRキューボは、再びJRキューボに戻すことはできません。
- ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則などに従うものとします。
- 当社は、交換したSFの紛失、盗難などを理由とするSFの再提供及び保証の義務を負いません。
- 交換後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

第9条 ポイントの利用

利用者は第6条第2項で規定するJRキューボの合算対象として予め登録したJRキューボアプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。

第10条 業務委託

利用者は、当社が指定する委託先（以下「委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- JR キューボの加減算・利用に関する業務
 - JR キューボの情報処理・電算機処理に付随する業務
 - その他、当社が指定したJRキューボのサービスにかかる業務
2. 利用者は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。
3. 利用者は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、利用者に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

第11条 免責事項

JR九州Web会員の会員IDなどの漏洩・盗難、または保有するJQ CARDやSUGOCAのSFの盗難・紛失などにより、第三者がJRキューボを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

- 利用者が、オートチャージSUGOCAのSFの盗難・紛失などの際、ICカード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該SUGOCAのSFへのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定するJRキューボ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューボの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。
- その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切の責任を負いません。

第12条 ポイントサービスの終了、中止、変更

利用者は、当社が、利用者がすでに取得したJRキューボの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JRキューボのサービスを終了、中止または本規約を変更することができることを予め承諾するものとします。

- 当社は、JRキューボのサービスの終了、中止及び本規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知またはその旨を利用者へ通知するものとし、当該告知、または通知にて指定する期日をもって、JRキューボのサービスの終了、中止、または規則の変更がなされるものとします。

第13条 ポイントサービスの制限、停止、廃止

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常などの不可抗力の発生により、本規約に定めるJRキューボのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。

- 当社が前項に基づき、JRキューボのサービスについて一時的な制限または停止を行った場合に、利用者には何らかの損害または不利益が生じて、当社は一切の責任を負いません。

第14条 管轄裁判所

利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。

- 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 規約の発効

本会員規約は、日本標準時間2021年7月1日から有効とします。

(20210701 制定)

JQ CARD 利用者に関する附則

(定義)

この附則は、JQ CARD 会員に対するJRキューボの提供に関する事項を規定するものです。

第1条 ポイントサービスの変更

JQ CARD 会員は、本規約第6条に定める当社サイトからのJRキューボの照会・合算のためには、別途JR九州Web会員に登録する必要があります。

第2条 JQ CARD の利用に対して付与されたポイントの効力

以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

- JQ CARD 会員が、JQ CARD を退会した、または会員規約などで定められた会員資格を喪失した場合
- JQ CARD 会員が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合

(定義)

この附則は、SUGOCA 利用者に対するJRキューボの提供に関する事項を規定するものです。

SUGOCA 利用者に関する附則

第1条 SUGOCA のSF 利用時のポイント付与

当社は、次の各号に定めるSUGOCAのSF利用について、JRキューボを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

- SUGOCAで、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合
 - 当社が指定するJRキューボ付与の対象となる加盟店で、SUGOCAのSFをSUGOCA電子マネーとして使用した場合
 - 当社若しくはICカード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者（以下「SUGOCA事業者」といいます。）が実施する施策などにより定めた条件のもとで、SUGOCAのSFによる当社線若しくはSUGOCA事業者線の利用または加盟店での電子マネー利用を行った場合
2. 前項第1号及び第3号に基づいてJRキューボを付与する当社線またはSUGOCA事業者線利用の運賃は、自動改札機で改札を受けて入場及び出場しSUGOCAのSFから減額されたものが付与対象となります。
3. SUGOCA定期券の有効期間内に券面表示区間内を利用する場合は、JRキューボの付与対象となりません。
4. SUGOCAのSF利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイントの付与対象となりません。
- SUGOCAのSFと乗車券類など（SUGOCA事業者が発売する乗車券を含みます。）を引き換えた場合。
 - 自動精算機での他の乗車券類の精算にSUGOCAのSFを使用した場合
 - 自動改札機による出場以外の方法によりSUGOCAのSFから運賃を減額する場合、JRキューボの付与対象とならない場合があります。
6. 第1項に定めるもののほか、当社線及びSUGOCA事業者線ならびに加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。
7. 第1項及び前項の規定による付与のほか、利用者は、当社とポイント交換の提携を行う事業者で付与されたポイントをJRキューボに交換することができます。
8. JRキューボは、付与対象となるSF利用があった日の翌日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第3号に基づいて付与するJRキューボは付与対象となるSF利用があった日の4日後以降に付与処理を行います。
9. 当社は、JRキューボの付与基準を予告なく改定することがあります。

第2条 SUGOCA のSF 利用に対して付与されたポイントの効力

次の各号の1に該当する場合は、当該SUGOCAに付与処理が実施される前のJRキューボを含め、付与されているすべてのJRキューボは無効となります。

- ICカード乗車券取扱規則第31条及び同第44条に定める払い直しを行う場合
 - ICカード乗車券取扱規則第27条、同第28条及び同第43条の規定によりSUGOCAが無効となる場合
 - SUGOCA事業者において前各号に準ずる取扱いを行う場合
2. 偽造、変造または不正に作成されたJRキューボを使用しようとした場合には、IC規則第28条及び同第43条の定めを準用して、当該SUGOCAはSF及び定期券部分を含めて無効として回収します。

第3条 SUGOCA 再発行時の取扱い

ICカード乗車券取扱規則第32条及び同第46条の規定に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき（SUGOCA事業者において取扱うときを含

みます。) ならびに IC カード乗車券取扱規則第 34 条及び同第 48 条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うとき (SUGOCA 事業者において取扱うときを含みます。) は、再発行前の SUGOCA に付与されている JR キューボの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行した SUGOCA に引き継がれます。

第4条 自動券売機におけるポイント履歴の確認

JR キューボ履歴は、当社の定める SUGOCA 用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 履歴の内容は JR キューボの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。
 - (2) 履歴は、最近の履歴から 20 件までさかのぼって表示または印字し、確認することができます。
 - (3) 次の場合は履歴の確認はできません。
 - (ア) 26 週間を経過した履歴
 - (イ) 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、確認する履歴
2. SUGOCA 用の自動券売機での JR キューボの履歴確認の取扱い箇所は、最新の SUGOCA ご利用ガイド、印刷物又は当社ホームページによります。
3. 第 1 項の規定によらず、JR 九州 Web 会員が、保有する記名式 SUGOCA を本規約第 6 条第 2 項に定める方法によって登録した場合には、当該 SUGOCA に関する JR キューボ履歴の照会を自動券売機で行うことはできません。
- (1) 履歴の内容はお取引内容、お取引詳細、JR キューボの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。
 - (2) 履歴は、最近の履歴から 23 ヶ月までさかのぼって表示し、確認することができます。

第5条 返品・払いもどし時の処理

当社の指定する JR キューボ付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービスなどの申込時に JR キューボ付与の対象となった商品・サービスなどの返品、払いもどし、取消しなどを請求する場合は、当該ポイントが付与された SUGOCA 及び当該商品などに係るレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与された JR キューボに相当するポイントの差し引きまたは対価の返還を当社より請求する場合があります。

JR キューボアプリ利用者に関する附則

(定義)

この附則は、JR キューボアプリ利用者に対する JR キューボの提供に関する事項を規定するものです。

第1条 JR キューボアプリ利用時のポイント付与

当社は、次の各号に定める JR キューボアプリの利用について、JR キューボを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

- (1) 当社は、JR キューボアプリ利用者の加盟店における会員証機能の利用により、JR キューボを付与するものとします。
- (2) 会員証機能の利用により JR キューボがたまる店舗、支払ができる店舗、付与率などについては別途定めるものとします。

第2条 JR キューボアプリ利用者に対して付与された JR キューボの効力

以下に示す場合、利用者へ付与されているポイントは失効します。

- (1) JR キューボアプリ仮会員が、別途定める期間までに JR 九州 Web 会員 ID 及びパスワードを用いた認証を行わない場合
- (2) JR キューボアプリ利用者が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合

SUGOCA に関する特約

第1条 目的

本特約は、九州旅客鉄道株式会社 (以下、「JR 九州」という。) とクレジットカード会社等 (以下、「クレジット会社」という。なお、クレジットカード会社等には提携企業を含むものとする。) の発行する「クレジット一体型 SUGOCA」(以下、「カード」という。) を情報記録媒体とした JR 九州所定の乗車券 (以下、「IC カード乗車券」という。) において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるために条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

1. 本特約は、各社の定めるクレジットカード会員規約やその他会員規約等 (以下、「会員規約等」という。) に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 会員が IC カード乗車券を利用する場合は、IC カード乗車券取扱規則 (平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号。以下、「IC カード取扱規則」という。) による記名式 SUGOCA 乗車券として取り扱います。
3. 会員はカードを、IC カード取扱規則による SUGOCA 定期券として

は利用できないものとします。

4. IC 乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則 (平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 26 号。以下、「電子マネー取扱規則」という。) の定めるところとします。また電子マネー取扱規則による場合、「SUGOCA 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第3条 用語の定義

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「各社」とは、JR 九州及びクレジット会社をいいます。
- (2) 「SF」とは、JR 九州が相当の対価を得て IC カード乗車券に記載した金銭的価値をいいます。
- (3) 「チャージ」とは、JR 九州の定める方法で IC カード乗車券に SF を積み増しすることをいいます。

第4条 デポジット

カードについては、デポジットに関する IC カード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条 チャージ

会員は、IC カード取扱規則第 12 条に定める機器等によってチャージすることができます。

第6条 SF 残高の確認

会員は、IC カード取扱規則第 13 条に定める機器等によって SF 残高を確認することができます。

第7条 払いもどし

1. JR 九州は、本特約第 9 条、第 10 条及び第 11 条に該当する場合で、会員から請求があった場合、IC カード取扱規則第 31 条の定めに基づいて SF 残額を払いもどします。
2. 前項による払いもどしをした以降は、カードの IC カード乗車券は使用できなくなるものとします。

第8条 再発行時の取扱い

1. 各社は、IC カード取扱規則第 32 条及び第 34 条にかかわらず、別途定める場合に IC カード乗車券の再発行を行います。
2. IC カード取扱規則第 32 条及び第 34 条による再発行を行った場合、従前のカードの SF 残額及び SUGOCA ポイントについては新カードへ引き継がれます。また、SUGOCA オートチャージ設定については新カードへ引き継がれます。

第9条 カードが無効となる場合等

各社は、次の各号に該当する場合、IC カード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。

- (1) IC カード取扱規則第 27 条または第 28 条に該当した場合
- (2) 電子マネー取扱規則第 6 条第 1 号に該当した場合
- (3) 会員の IC カード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合

第10条 更新カード発行時の取扱い

1. 会員は、有効期限を更新した新しいカードが送付された場合で従前のカードに IC カード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内に SF 残額が 0 円になるまでカードをご利用いただき切断の上破棄していただくか、本特約第 7 条による SF 残額の払いもどしを行うものとします。
2. 前項によるカード更新を行った場合、JR キューボは新しいカードへ引き継がれます。なお、SUGOCA オートチャージ設定は新カードへ引き継がれませんので SUGOCA オートチャージサービスをご利用になる場合は会員が別途設定を行う必要があります。

第11条 退会の手続き

会員がカードを任意に退会する場合は、第 7 条による SF 残額の払いもどしを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。

第12条 免責事項

1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人による IC カード乗車券の使用等 (払いもどしを含みます。) があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。
2. カードの IC カード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

第13条 有効な特約

最新の印刷物、または最新のホームページに記載された特約ならびに告知内容は、全て従前の特約及び告知に優先するものとなります。(20170707 時点)

以上

(2021 年 10 月現在)